

E i w a N e w s

寄付金に係る税務上の取扱い

平成 17 年 9 月
(No. 002)

去る 9 月 1 日は防災の日でした。

近年、地震、台風など、自然災害が多発しており、被災地への義援金の寄付をお考えの方もいらっしゃることと存じます。

税法上、寄付金を支出した場合には、下記のような優遇措置が設けられています。

[1]個人が寄付をする場合

1. 寄付金控除（所得控除）

寄付金の支出がある場合、確定申告をすることにより、寄付金の額から 1 万円を引いた金額を所得から控除することができます。

寄付金控除の対象となる寄付金には、以下のものが該当します。

- イ) 国または地方公共団体への寄付金
- ロ) 学校法人、社会福祉法人などの特定の団体に対する寄付金
(学校法人に対して入学時に支出する寄付金は、対象となりません。)
- ハ) 公益法人などに対する寄付金で、財務大臣が指定したもの
- 二) 認定特定非営利活動法人（認定 N P O 法人）に対する寄付金
- ホ) 一定の政治献金 など

××県災害対策本部への義援金や、災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための共同募金会、日本赤十字社への災害義援金等は、イ) に該当するものとして、寄付金控除の対象となります。

2. 政党等寄付金特別控除（税額控除）

一定の政治献金のうち政党などに対する寄付金については、寄付金控除に代えて、政党等寄付金特別控除を選択することもできます。

従って、政党等に対する寄付については、所得控除と税額控除のどちらか有利な方を選択すれば良いことになります。

なお、その選択は確定申告の際に行う必要がありますので、ご注意ください。

政党等寄付金特別控除額

$$= [\text{政党等に対する寄付金の合計額} - 1 \text{ 万円}] \times 30\% \\ (\text{所得税額の } 25\% \text{ を限度})$$

[2]法人が寄付をする場合

1. 支出事業年度において全額損金となるもの

- イ) 国または地方公共団体への寄付金
- ロ) 財務大臣の指定した寄付金

個人の場合と同様、××県災害対策本部への義援金等は、イ)に該当するものとして、全額損金に算入することができます。

2. 一定の金額のみが損金となるもの

一般の寄付金及び特定公益増進法人等に対する寄付金については、一定の損金算入限度額を超える部分の金額は、所得金額の計算上、損金の額に算入することができません。

なお、法人が支出した政党等への寄付金は一般の寄付金に該当します。

寄付金の損金算入限度額については、一般法人、公益法人などの法人の種類によって計算方法が異なりますので、弊事務所の担当者までお問い合わせください。